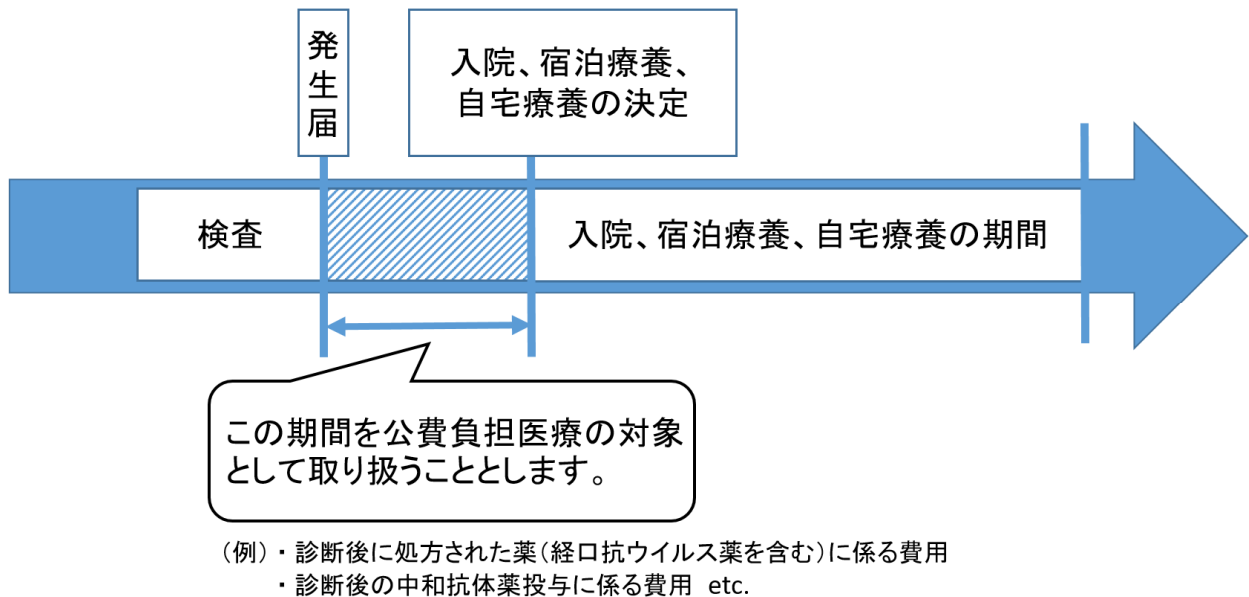


Q1. 「発生届が提出された患者の入院、宿泊療養または自宅療養の別が決定されるまでの期間」とはどの期間を指すのか。

A1. 下図のとおりです。



Q2. 新型コロナウイルス感染症と診断した患者に対して、外来で解熱鎮痛剤や経口抗ウイルス薬を処方したが、公費負担医療の対象となるか。

A2. 保健所に発生届を提出した以降、新型コロナウイルス感染症に関するものとして医師等が実施した医療は、公費負担医療の対象となります。

新型コロナウイルス感染症に関するものでない医療や新型コロナウイルス感染症に感染していなかったとしても実施されたであろう医療、発生届を提出する前にされた医療は対象外です。

また、新型コロナウイルス感染症と診断された際の検査にかかる初診料および再診料等も公費負担の対象外です。

なお、この場合、新型コロナウイルス感染症と診断された際の検査料および検査判断料は、従前のとおり検査の公費負担(28250504/28251502)の対象となります。

Q3. 新型コロナウイルス感染症と診断した患者に対して、外来で中和抗体薬（ロナプリーブ等）を投与したが、その費用は公費負担の対象となるか。

A3. Q2に記載のとおり、保健所に発生届を提出した以降、新型コロナウイルス感染症に関するものとして医師等が実施した医療は、公費負担医療の対象となりますので、中和抗体薬投与に係る費用についても公費負担の対象となります。

Q4. 本事務連絡で自宅療養の公費負担の対象として取り扱うこととした期間の医療費を請求する場合、レセプトに記載する公費負担者番号はいずれの番号か。

A4. 公費負担者番号（28250603）を使用ください。ただし、入院勧告・措置に基づく入院の期間中になった場合は、入院の公費負担者番号を使用ください。

また、1つのレセプトに「（1）検査にかかる公費負担者番号」と「（2）宿泊療養および自宅療養の公費負担者番号」、「（3）入院の公費負担者番号」のうち複数の公費負担者番号が混在する場合、（3）→（1）→（2）という優先順位で該当する公費負担者番号欄に記載ください。

（1）検査	28251502（大津市） 28250504（大津市以外）
（2）宿泊療養および自宅療養	28250603
（3）入院	各保健所から通知される公費負担者番号
1つのレセプトに（1）、（2）、（3）のうち複数の番号が混在する場合	（3）→（1）→（2）という優先順位で公費負担者番号欄に記載ください。

詳細な記載方法についてのお問い合わせは、「滋賀県国民健康保険団体連合会（直通 TEL 077-522-4382）」または「社会保険診療報酬支払基金滋賀支部（代表 TEL 077-523-2561）」にご連絡ください。